

○ 判定区分Ⅳの施設は、橋梁に対して緊急措置（一般車両通行止め、重量制限）を実施

<判定区分Ⅳのリスト>

○橋梁

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容
滋賀県 湖南市	無名橋9	市道清松苑1号線	1968	主桁（コンクリートパイル）のせん断破壊
滋賀県 高島市	大公橋	市道椋川線	1921	主桁、床版ともにコンクリートの中性化が進行し、土砂化している

※判定区分

区分		状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態